

職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和6年3月14日（木）

局側：環境局総務部職員課長他

組合側：大阪市従業員労働組合市民生活支部 支部長他

（局側）

ただいまから、昨年6月14日に貴支部より受けた「2024年度 勤務労働条件に関する要求書」に対する回答を行う。

《 別紙 回答書手交 》

本市では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざすために、「大阪市環境基本条例」及び「大阪市環境基本計画」に基づき、環境の保全と創造に資するさまざまな施策に取り組んでいるところである。そうした中、本市財政については、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図り、一定の成果を上げてきたが、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増などにより、依然として収支不足が生じる状況にある。こうした状況のもと、本市の技能職員は、平成19年度に採用を凍結し、職員数の削減を図ってきたが、職員の高齢化も進展しており、将来的に市民サービスの維持が困難となる恐れがあることから、災害時の対応を含め、本市の責務を果たすため、将来にわたって直営が必要となる部門について採用を再開した。一方、環境管理部門における技能職員については、引き続き退職等不補充を維持し、収束化を図る方針としている。また、現在の業務については要員数の減員に応じて廃止や見直しを行っていく。

今後も引き続き効率的な業務執行体制の構築に向け、検討を行っているところであり、退職や他部門への異動等の要員減に合わせて現行の業務執行体制を見直し、より効果的な事業運営を行ってまいりたいと考えている。なお、「2024年度勤務労働条件に関する要求書」における交渉事項については、先の小委員会交渉において示したとおりとなるが、令和6年度の要員数に減員が生じた場合は、業務執行体制や事務事業の見直しを検討することから、要求書の5点目と6点目にかかる勤務労働条件については改めて協議することとする。ご理解とご協力をよろしくお願いしたい。

（組合側）

ただいま、課長より2024年度勤務労働条件に関する要求書に対する回答が示された。大阪市では、2022年3月に「市政改革プラン3.0」の中間見直し版として策定された「市政改革プラン3.1」においても、引き続き、効果的、効率的な行財政運営を掲げている。また、2024年2月15日に

は、「新・市政改革プラン（素案）」が取りまとめられ、「官民連携の推進」「業務改革の推進」など6つの取組方針が策定されている。支部は、単に行財政のみに視点をあてた、簡素・効率化のコスト論を優先した市政改革ではなく、「質の高い公共サービス」を提供し、大規模災害に備えた防災・減災対策を進め、基礎自治体としての公的役割と責務を果たしながら、市民が安全で安心して暮らすための業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考えている。組合員は、日常業務を通じて市民・利用者の意見・要望を把握するとともに、市民の声を反映したより良い公共サービスの提供に向け、働き方改革に基づく業務改善を進め、大阪市のまちづくりに貢献していると自負している。

また、今年度については、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類へ移行したものの、インフルエンザの流行と合わせて5類感染症に感染するリスクが増加する中、市従組合員は公務労働者という立場をわきまえ、自身が感染源とならないよう、不断の努力を重ねている。局においても、こうした組合員の努力を十分認識するとともに、すべての組合員が「働きがい・やりがい」を持てるような職場環境づくりを強く要請しておくとともに、引き続き感染症予防対策を講じるよう求めておく。

次に、熱中症の予防対策であるが、今年度も酷暑に見舞われ、野外や高温多湿の室内で業務をおこなうことの多い技能職員については、過酷な状況下での作業をおこなっている。新型コロナウイルス感染症の分類が5類となり、マスクの着用が緩和されたものの、生活様式に合わせたマスクの着用が現在も推奨されている。近年は熱中症による救急搬送や死亡事例などが多く、2023年も全国的に平均を超える暑さが続く状況であった。引き続き、熱中症対策の強化を求めるとともに、「新型コロナウイルス感染症」におけるマスクの着用については、業務遂行において必要以上の制限をおこなわないよう、制度に沿った対応を求めておく。また、通気性と速乾性に優れた素材を使用した長袖ポロシャツの貸与についても、より良いものとなるよう検証を行うよう要請をしておく。

定年引上げに伴う高齢期の雇用制度については、本年4月より段階的な定年の引上げがおこなわれる。高齢期の働き方に対する選択肢の幅を広げるためにも、多様で柔軟な働き方ができる職場環境整備を図るよう求めておく。

今後も、業務実態に応じた現業管理体制の更なる充実・強化をおこない、安心・安全なまちづくりに向けた、質の高い公共サービスを提供できる業務執行体制の確立と、局として組合員の士気が低下することのないよう「働きがい・やりがい」をもって業務に就くことができる職場環境づくりを強く要請しておく。

（局 側）

ただいま支部長からもあったが、職員は日常業務を通じて市民の意見・要望を把握するとともに、より良い公共サービスの提供に向け、技能統括主任を中心とした現業管理体制において、日々創意工夫をしながら業務を遂行しており、敬意を表する。新型コロナウイルス感染症については、昨年5月8日以降、感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更され、

基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止となったが、気を緩めることなく、引き続き「手洗い等の手指衛生」、「換気」、「三つの密」の回避など基本的な感染対策に留意しながら事業運営に取り組んでいく。

次に、職員に対する熱中症を含めた安全衛生対策は重要な課題であり、職場安全衛生委員会の活性化や各種研修の充実にも継続して取り組んでいくとともに、メンタルヘルスケアも考慮しつつ職場の環境改善に引き続き努めてまいりたい。特に、懸念の指摘があった熱中症対策については、熱中症予防対策セミナーの実施、WBGT計を活用した作業環境測定、「熱中症予防板」や「WBGT値表示板」の掲示による注意喚起を行っているところである。また、熱中症を疑う症状が生じた場合の応急処置用として、「瞬間冷却材」や「固形食塩」を事業用車両に配備している。熱中症予防対策としては、職員一人ひとりが応急処置も含め正しい知識を持ち、熱中症にならない体調管理をすることが重要であることから、「安全衛生つうしん」による情報発信を行ってきたところであり、引き続き取り組んでいく。また、令和2年度から通気性と速乾性に優れた素材を使用した長袖ポロシャツを導入し、貸与年数を2年としているところ、洗い替え等を踏まえ、昨年度及び今年度に限っては1人2着を貸与してきたところであり、今後も作業環境の改善を図れるよう検討していく。

また、定年延長については、加齢による体力の低下を考慮の上、職員がやりがいを持って健康に働けることを念頭に置き、高齢職員が過度に身体的負担の大きい業務に従事することがないように、合理的な配慮を検討しつつ進めていく。

(組合側)

労働災害の一掃、熱中症対策等をはじめとする安全衛生対策の充実・強化や心の健康問題については、組合員が健康で働き続けられる職場環境づくりにおいて、重要な課題であり、引き続き、局として主体性をもって取り組んでいただきたい。

要員見直しについては、局側から「引き続き退職等不補充を維持し、収束化を図る」との方向性が示された。支部として要員見直しは大変遺憾であるが、業務執行体制や事務事業の見直しが行われる場合は職制の責任において、関係業務に従事する組合員に対して丁寧な説明をおこなうよう改めて要請しておく。また、将来計画において業務規模の縮小や職員数が減少していくことが見込まれるが、市民ニーズが複雑・多様化しているとともに、業務執行体制の見直しによって要員確保が難しい状況も考えられる。今後より一層、現業管理体制としての役割が重要となってくることから、さらなる市民サービスの向上を図っていくためにも、職場実態に応じた配置を要請しておく。

最後に、経営形態及び事務事業の見直しに伴い組合員の勤務・労働条件を変更する場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議を行うよう強く要請し、本日の局回答について、一定了解することとする。

(局側)

種々の指摘、要請を受けたところであるが、さまざまな状況下において、適切に対処していきたいと考えている。以上により、本日の交渉を終了する。